

指定1日型デイサービス事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社ニックスが開設する「ニックスデイサービスセンター五日市」(以下「デイサービスセンター」という。)が行う指定1日型デイサービス事業(以下「事業」という。)の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、デイサービスセンターの通所介護従事者等が、要支援状態にある高齢者又は事業対象者に対し、適切な指定1日型デイサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定1日型デイサービスにあっては、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町、地域包括支援センター、他のサービス事業者、地域の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 デイサービスセンターは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行ふとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ニックスデイサービスセンター五日市
- (2) 所在地 広島県広島市佐伯区三筋一丁目 3-15

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 デイサービスセンターに勤務する職種、配置数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 所長 (管理者)
配置数 1名 機能訓練指導員と兼務

職務内容 デイサービスセンターの従業者の管理及び業務の管理を一元的に行ふとともに、本事業の適切な執行のために必要な指揮監督を行う。

- (2) 生活相談員
配置数 4名 (常勤3名、非常勤1名 介護職員と兼務)

職務内容 生活相談員は、事業所に対する指定1日型デイサービスの利用の申し込みに係る調整、利用者の生活の向上を図るための適切な相談・援助等を行い、また他の従業者と協力して1日型デイサービス計画の作成等を行う。

(3) 介護職員

配置数 10名（常勤5名、非常勤5名、内4名生活相談員と兼務）

職務内容 介護職員は、1日型デイサービス計画に基づき、必要な日常生活上の支援及び介護、機能訓練を行う。

(4) 看護職員

配置数 3名（非常勤3名 機能訓練指導員と兼務）

職務内容 看護職員は、利用者の健康管理及び心身状態の把握を行う。

(5) 機能訓練指導員

配置数 8名（常勤3名 内1名管理者と兼務 非常勤5名 内3名看護職員と兼務）

職務内容 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための機能訓練、訓練指導及び助言を行う。

(6) 管理栄養士

配置数 1名（非常勤1名）

職務内容 利用者の低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握する。状態に応じ栄養ケア計画を作成し栄養改善サービスを提供する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし年末年始（12月31日～1月3日）を除くものとする。

(2) 営業時間 午前8時15分から午後5時30分までとする。

(サービス提供日及びサービス提供時間)

第6条 事業所のサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする

(1) サービス提供日 月曜日から土曜日までとする。ただし年末年始（12月31日～1月3日）を除くものとする。

(2) サービス提供時間 午前9時00分から午後4時30分までとする。

(指定1日型デイサービスの利用定員)

第7条 指定1日型デイサービスの利用定員は、次のとおりとする。

定員 40名

(指定1日型デイサービスの内容)

第8条 デイサービスセンターが提供する指定1日型デイサービスの内容は次のとおりとする。

(1) 送迎

(2) 生活指導（相談援助等）

- (3) 機能回復訓練、日常生活動作訓練（食事動作、入浴動作等を含む）
- (4) 介護及び入浴
- (5) 食事の提供
- (6) 一般的健康状態の確認
- (7) その他、サービスの提供に必要と認められる援助

（利用料）

第9条 デイサービスセンターが、指定1日型デイサービスを提供した場合に利用者から支払いを受ける利用料の額は、市長が定める基準によるものとし、当該指定1日型デイサービスが法定代理受領サービスである時、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して送迎を行う場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から路程1キロメートル当たり20円を実費として徴収する。
- 3 前項の他、次にあげる費用及び利用料を徴収する。
 - 食材費代及び調理費・・・・600円
 - オムツ代・・・・実費
 - 教材・娯楽費・・・・実費
- 4 前二項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該のサービス内容及び費用について文書で説明を行い、支払に同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けるものとする。

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は、広島県広島市とする。

（サービス拒否の禁止）

第11条 デイサービスセンターは、正当な理由なく指定1日型デイサービスの提供を拒むことができないものとする。

（サービス提供困難者への対応）

第12条 デイサービスセンターは、利用者に対し適切な指定1日型デイサービスの提供が困難であると認める場合においては、利用者の希望が尊重されるために必要な措置を速やかに講じるものとする。

（受給資格などの確認）

第13条 デイサービスセンターは、指定1日型デイサービスの提供を求められた場合は、その者の呈示する被保険者証によって、被保険者の資格、要支援認定もしくは事業対象者の有無及び認定の有効期間を確認するものとする。

(要支援認定及び事業対象者の申請に係る援助)

第14条 デイサービスセンターは、要支援認定を受けていない者及び事業対象者でない者から利用申請があったときは、要支援認定及び事業対象者の認定を受けるために必要な援助を行うものとする。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第15条 デイサービスセンターは法定代理受領サービスを受けることができない者から利用申請があつたときは、法定受領サービスを受けるために必要な援助を行うものとする。

(指定1日型デイサービス利用に際しての留意事項)

第16条 デイサービスセンターは、指定1日型デイサービスの提供に際して、利用者及びその家族に対し、利用時間、サービス内容、利用料、送迎、機能訓練室利用時の注意事項等、その他当該指定1日型デイサービスの利用に関する留意事項を重要事項説明書及び契約書に明記し、利用者に説明するものとする。

- 2 利用者は、他の利用者が適切なサービスの提供を受けるための権利・機会等を侵害してはならない。
- 3 利用者は、デイサービスセンターの設備・備品等の使用にあたっては、本来の用法に従い使用することとし、これに反した使用により事業者に損害が生じた場合は、賠償するものとする。
- 4 事業者は、利用者の重大な過失により、利用者的心身等に被った損害に対しては、損害を疎んじることができるものとする。

(指定1日型デイサービス利用契約の締結について)

第17条 指定1日型デイサービスを利用しようとする者は、「指定1日型デイサービス契約書」(別紙)により利用契約を締結するものとする。

(指定1日型デイサービス計画の作成及び変更)

第18条 デイサービスセンターは、利用者的心身状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標を達成するための具体的なサービスの内容等を定めた1日型デイサービス計画を作成しなければならない。

- 2 前項の計画は、既に指定1日型デイサービス計画が作成されている場合においては、当該計画に沿って作成されるものとする。
- 3 デイサービスセンターは、指定1日型デイサービス計画実施中においても、必要に応じて当該指定1日型デイサービス計画の変更を行うものとする。また、指定1日型デイサービス計画を変更する必要が生じたときは、必要な援助を行うものとする。

(緊急時等の対応方法)

第19条 従業者は、指定1日型デイサービスを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。なお、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

(利用者に関する市町への通知)

第20条 デイサービスセンターは、指定1日型デイサービスを受けている利用者が次の各号に該当する場合は、速やかに関係市町に通知するものとする。

- (1) 正当な理由なしに指定1日型デイサービス利用に関しての指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められたとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(秘密の保持)

第21条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報の内容をみだりに他人に洩らしたり、不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 デイサービスセンターは、従業者との雇用契約内容に利用者又はその家族の個人情報の保持に関する内容を明記するものとする。

(従業者資質の向上等)

第22条 デイサービスセンターは、従業者及び管理者の資質の向上を図るとともにスムーズに業務を行うために研修及び会議を定期的に実施するものとする。

(掲示)

第23条 デイサービスセンターは、センター内の見やすい場所に指定1日型デイサービス利用希望のサービスの選択に資すると認められる事項及び苦情の受付に関する事項を掲示しなければならない。

(苦情の対応)

第24条 デイサービスセンターは、指定1日型デイサービスに関する苦情について迅速かつ適切に対応するために、苦情窓口を設置するものとする。

(非常災害対策)

第25条 デイサービスセンターは、非常災害に備えて具体的なマニュアルを定めるとともに指定1日型デイサービス利用者を対象に年2回以上の避難救出訓練を実施するものとする。

(事故発生の対応)

第26条 デイサービスセンターは、利用者に対する指定1日型デイサービスの提供により事故が発生した場合は、市町、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 デイサービスセンターは、利用者に対する指定1日型デイサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理)

第27条 デイサービスセンターは、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な措置を講じるものとする。

- 2 デイサービスセンターは、設備、備品、及び飲料水などの衛生管理に努めるとともに衛生上必要な措置を講じなければならない。
- 3 デイサービスセンターにおいて、感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じます。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1月以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(身体拘束について)

第28条 事業所は、指定1日型デイサービスの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わない。

- 2 緊急やむを得ず身体拘束を実施する場合は、次の事項に留意するものとする。
 - (1)緊急やむを得ず身体拘束を実施する場合とは、「切迫性」「非代替性」「一時性」この三つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限られる。
 - (2)緊急やむを得ず身体拘束を実施する場合は、利用者本人や家族に対して、身体拘束の内容・目的・理由・拘束の時間・時間帯・期間等をできる限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努める。その際には、管理者や医師から説明を行う。
 - (3)緊急やむを得ず身体拘束を実施した場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
 - (4)緊急やむを得ず身体拘束を実施した場合は、日々の心身の状態等の観察・身体拘束の必要性や方法に関わる再検討をおこない「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかの妥当性を検討し記録する。

(虐待防止について)

第29条 デイサービスセンターは、利用者の人権擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

- 2 デイサービスセンターは、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町に通報するものとする。
- 3 従業者は高齢者虐待の通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取り扱いを受けない。

（業務継続計画の策定等）

第30条 デイサービスセンターは感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 デイサービスセンターは従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 デイサービスセンターは定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（その他運営に関する重要事項）

第31条 デイサービスセンターは、指定1日型デイサービスに関わる従業者、設備備品及び会計に関する諸記録を整備し、保存するものとする。

- 2 デイサービスセンターは、指定1日型デイサービスの提供に関する諸記録を整備し、完結の日から5年間保存するものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第32条 運営規程に定める事項の他、その他運営に関する重要事項は株式会社ニックスとデイサービスセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第33条 デイサービスセンターは全ての1日型デイサービス事業従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の機密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする
- 4 事業所は、適切な指定 1 日型デイサービス事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動で合って業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより 1 日型デイサービス事業従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附 則

この規程は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 10 月 10 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 1 月 4 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 9 月 26 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 3 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。